

別表

対象事業所・施設、基準単価(1事業所、施設又は世帯当たり/千円)					
事業所・施設の種別				単価	備考
高齢者施設	入所系	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	定員40人以下	50	※ 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別により支給する。 ※ 特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホーム及び軽費老人ホームは、特定施設入居者生活介護の区分による支給は行わず、養護老人ホーム又は軽費老人ホームとして支給する。 ※ 通所リハビリテーション、訪問看護及び訪問リハビリテーションを実施する事業所は、令和6年12月1日から令和7年2月28日の間において介護サービスの提供実績のある事業所に限り本事業の対象とする。 ※ 左記の施設であって、「高知県医療施設等物価高騰緊急対策給付金」の給付を受ける場合は、本事業の対象としない。
			定員41人以上 60人以下	100	
			定員61人以上	150	
	通所系	通所介護 通所リハビリテーション	25	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 福祉用具貸与	
訪問系	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 福祉用具貸与				
障害者施設	入所系	障害者支援施設 共同生活援助 障害児入所施設 療養介護	定員40人以下	50	※短期入所は単独型のみを対象とする。 ※訪問系事業所のうち居宅介護又は重度訪問介護、同行援護、行動援護が介護事業の指定を同時に受けている場合は障害事業の区分による支給は行わず、介護事業の区分により支給する。
			定員41人以上 60人以下	100	
			定員61人以上	150	
	通所系	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 短期入所(単独型) 児童発達支援 放課後等デイサービス	25	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 保育所等訪問支援	
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 保育所等訪問支援				
相談系	地域相談支援				
児童福祉施設	入所系	児童福祉施設 ・乳児院 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・母子生活支援施設	定員40人以下	50	※各定員は、令和7年1月1日現在の暫定定員とする。
			定員41人以上 60人以下	100	
			定員61人以上	150	
		児童養護施設(地域小規模) 児童自立援助ホーム ファミリーホーム	定員6人以下	50	
	訪問系	児童家庭支援センター	25		
	里親	里親	10		

※ 県が指定する事業所・施設に限る。ただし、独立行政法人、地方公共団体、一部事務組合及び広域連合立の事業所・施設は除く。

※ 対象事業所・施設について、令和7年1月1日までに開設し、申請日時点で指定を受けているものであること(休業中のものを含む)。なお、ファミリーホーム及び里親については、令和7年1月1日時点で児童福祉法第27条第1項第3号の規定による児童の委託を受けていること。